

那覇市公報

第 1 5 0 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（管財課）…………… 412
- 那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）…………… 414
- 那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事管理課）…… 430
- 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 432

規 則

- 那覇市予算決算規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 435
- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 437
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 440

公 告

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 441
- 全国市有物件災害共済会の事業経営状況について（管財課）…………… 442

消防本部訓令

- 那覇市消防特殊災害対応隊規程（消防本部警防課）…………… 444

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について（上下水道局給排水設備課）…………… 447

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて (上下水道局給排水設備課)
..... 447
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
(上下水道局給排水設備課) 448

教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令(教育委員会総務課)
..... 449

条 例

那覇市条例第20号

平成21年 7 月 1 日

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休日等の駐車場使用料) 第3条の2 前条の規定にかかわらず、本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日をいう。以下同じ。)及び本市の休日以外の日の執務時間外において、本市の事務に係る用務以外の目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、1回につき、最初の1時間までは200円とし、1時間を超える場合は200円にその超える30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。	(休日等の駐車場使用料) 第3条の2 前条の規定にかかわらず、本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日をいう。以下同じ。)及び本市の休日以外の日の執務時間外において、本市の事務に係る用務以外の目的により使用させる那覇市役所本庁舎及び那覇市役所仮庁舎駐車場の使用料の額は、1回につき、最初の1時間までは200円とし、1時間を超える場合は200円にその超える30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成21年 7 月 1 日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2～5 [略] 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第2号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。	(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2～5 [略] 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(5) [略]

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(5) [略]

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別

税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第3条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものと及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについて

(肉用牛の売却による事業所得に係る
市民税の課税の特例)

第4条 [略]

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所

てやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

- 3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る
市民税の課税の特例)

第4条 [略]

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所

得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の

得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあ

規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割

るのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、

の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定

同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4

第14条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則

第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。) 又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式 又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引

第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2～3 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3～5 [略]

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項

の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2～3 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3～5 [略]

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5

まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1項に規定する

項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第15条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1

先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、

は「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

3～4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第15条の4第4項」とする。

第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

3～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の3の2第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第15条の4第4項」とする。

(3)～(4) [略]	(3)～(4) [略]
6 [略]	6 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第3条の3第3項、第13条第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次条の規定
平成22年4月1日
- (2) 付則第15条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日
- (3) 第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号)の
施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例付則第3条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

那覇市条例第22号

平成21年 7 月 1 日

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 <u>11人</u> 総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項 (2) 建設委員会 <u>11人</u> 都市計画部、建設管理部 (3) 教育福祉委員会 <u>11人</u> 健康福祉部、こどもみらい部、教育委員会 (4) 厚生経済委員会 <u>11人</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、上下水道局、農業委員会	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 <u>10人</u> 総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項 (2) 建設委員会 <u>10人</u> 都市計画部、建設管理部 (3) 教育福祉委員会 <u>10人</u> 健康福祉部、こどもみらい部、教育委員会 (4) 厚生経済委員会 <u>10人</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、上下水道局、農業委員会
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、次の一般選挙により選出された那覇市議会議員の任期の起算日から施行する。

那覇市条例第23号

平成21年 7 月 1 日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(部長、副部長、課長及び<u>その他これらに相当するものとして規則で定める職にある職員(以下「管理職員」という。)</u>にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(部長、副部長、課長及び<u>その他これらに相当するものとして規則で定める職にある職員(以下「管理職員」という。)</u>にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。 6～10 [略] (期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(<u>管理職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額</u>)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 6～10 [略] (期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(<u>職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)</u>にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の

3～5 [略]	各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第29号

平成21年 7 月 1 日

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則

那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(7) [略]			
(8) 支出に 関すること。	[略]		
	負担金、補助及び交付金のうち補助金	<u>100万円以上</u>	<u>20万円以上100万円未満</u>
	[略]		
(9) [略]			

[改正後 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(7) [略]			
(8) 支出に 関すること。	[略]		
	負担金、補助及び交付金のうち補助金	<u>500万円以上</u>	<u>50万円以上500万円未満</u>
	[略]		
(9) [略]			

那覇市規則第30号

平成21年 7 月 1 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第55条の2 [略] (勤勉手当の支給基準) 第57条の8 [略] 2～8 [略] 9 成績率は、100分の150(条例第10条第4項に規定する管理職員にあっては、100分の190)を超えない範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。 [別表第3 別記] 別表第4(第55条の2関係) [略]	(規則で定める管理職員) <u>第55条の2 条例第26条第2項の規則で定める職員は消防司令にある者とする。</u> 第55条の3 [略] (勤勉手当の支給基準) 第57条の8 [略] 2～8 [略] 9 成績率は、100分の150(条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の190)を超えない範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。 [別表第3 別記] 別表第4(第55条の3関係) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則別表第3の規定は、平成21年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	課長 <u>室長(市長の定めるものに限る。)</u> <u>所長(市長の定めるものに限る。)</u> <u>館長(市長の定めるものに限る。)</u> 支所長	100分の12
	副参事 担当副参事	100分の11
	[略]	
	消防司令(隔日勤務でないものに限る。) 副参事(消防吏員でないものに限る。)	100分の11
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	課長(<u>那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)</u> 第2条第2項の室長、所長及び館長を含む。) 支所長	100分の12
	副参事 担当副参事 <u>室長(事務分掌規則第2条第3項の室長をいう。)</u>	100分の11
	[略]	
	消防司令(交替制勤務でないものに限る。) 副参事(消防吏員でないものに限る。)	100分の11
[略]		

那覇市規則第31号

平成21年 7 月 1 日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前

(管理職員の職)

第33条の2 条例第10条第4項の規則で定める職は次の各号に掲げる職とする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものの職

(2) 消防司令

(3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものの職

(4) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものの職

別表第7の2(第14条、第34条関係)

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	4(第33条の2各号に掲げる職員にあっては、3)	2	0
	[略]		

備考 [略]

改正後

別表第7の2(第14条、第34条関係)

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	4	2	0
	[略]		

備考 [略]

備考

改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成22年1月1日(以下「調整日」という。)に在職する職員で、平成18年4月1日(以下「基準日」という。)からこの規則の施行の日の前日までの間にこの規則による改正前の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の2に規定する管理職員の職にあったものの調整日の号給は、基準日からこの規則による改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用したものとみなした場合に受けることとなる号給とする。

公 告

那覇市公告第 4 2 号

平成 2 1 年 6 月 1 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 2・2・那 2 号牧志南公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市松尾 2 丁目地内
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和 2 1 年 6 月 9 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 4 8 号

平成 2 1 年 7 月 1 日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法第 2 6 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成 2 0 年度事業経営状況を、下記のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

平成 2 0 年度事業経営状況

1	平成 2 0 年度末現在会員市数	6 7 2 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	6 5 7 市
	共済責任額	60,464,787,613,000 円
	分担金収入	5,988,762,269 円
	支払共済金	3,209,846,906 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	6 5 0 市
	分担金収入	3,121,113,379 円
	支払共済金	2,013,464,996 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	9,120,873,742 円
	受取利息等	645,927,825 円
	会館収益金	1,063,926,590 円
	その他	946,000,000 円
	計	11,776,728,157 円
	減少	
	災害共済金等	6,097,426,068 円
	会館運営費	514,264,988 円
	管理費	1,356,195,182 円
	減価償却費及び繰入額等	2,139,500,536 円
	計	10,107,386,774 円
	当期一般正味財産増加額	1,669,341,383 円
5	平成 2 0 年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	61,662,684,509 円
	平成 2 0 年度積立額	1,669,341,383 円
	平成 2 0 年度末現在共済基金	63,332,025,892 円
	(一般正味財産)	

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 1 0 号

平成 2 1 年 6 月 1 5 日

施 行 済

那覇市消防特殊災害対応隊規程を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防特殊災害対応隊規程

（設置）

第1条 この訓令は、放射性物質、病原体、有毒ガス、毒劇物等に起因する意図的な災害又は一般的な災害（以下「特殊災害」という。）に対応するため、中央消防署に那覇市消防特殊災害対応隊（以下「特災隊」という。）を設置する。

（名称）

第2条 特災隊の正式名称は、那覇市消防特殊災害対応隊とし、SUPER HAZ-MAT NAHA と称することができる。

（編成）

第3条 特災隊は、救助工作車、ポンプ車、特殊車及び特災隊員をもって編成する。

2 特災隊は、ポンプ隊その他の隊と兼任とする。

（特災隊の組織）

第4条 特災隊の組織は、隊長、分隊長及び隊員とする。

2 1隊の配置人員は、5人とする。

3 隊長には消防司令補を、分隊長には消防士長を、隊員には消防士長、消防副士長又は消防士をもって充てる。

（出場区分）

第5条 特災隊の出場区分は、那覇市行政区域内で発生した特殊災害とする。ただし、那覇市行政区域外で消防長の特命があるときはこの限りでない。

2 災害現場においては、災害発生地を管轄する署長の指揮を受けるものとする。

（任命）

第6条 消防長は、身体強健、かつ、責任感おう盛にして、特殊災害に対する専門的知識を有する者のうち、特災隊の隊長、分隊長及び隊員をそれぞれ任命する。

2 前項の隊長、分隊長及び隊員は、次の要件を満たすもののうちから任命する。

(1) 隊長 50歳以下で、消防大学校救助科、警防科、緊急消防援助隊NBC特別高度救助コース、若しくは沖縄県消防学校「特殊災害科」を修了した者、又は消防学校教官としての学識経験を有する者

(2) 分隊長及び隊員 45歳以下で、実務経験3年以上の者

（任務）

第7条 特災隊の任務は、次に掲げる事項を主な任務とし、必要に応じて、安全な消防活動を実施するために指揮隊を補完することができる。

- (1) 人命救助に関する活動
- (2) 検知に関する活動
- (3) 警戒線設定(ゾーンニング)に関する活動
- (4) 除染に関する活動
- (5) 汚染物質の拡散防止に関する活動

(教育及び訓練)

第8条 警防課長は、隊員の資質の向上を図るため、特殊災害対応に関する研修及び訓練を実施しなければならない。

- 2 署長は、前項の研修及び訓練のほか、隊員の知識及び技術の向上を図るため、積極的に研修等を行わなければならない。
- 3 隊長は、新たに選任された隊員に必要な知識及び技術の修得に係る教養及び実技指導に努めなければならない。
- 4 隊員は、前項の研修及び訓練のほか、活動に必要な知識及び技術の向上のため自己啓発に努めなければならない。

(隊長及び分隊長の責務)

第9条 隊長及び分隊長は、上司の命を受けて隊員を指揮監督し、安全管理に努め、災害実態を冷静に見極め、迅速適切な対応をしなければならない。

(活動報告)

第10条 署長は、災害等に出動したときは、那覇市消防本部警防規程(平成20年那覇市消防本部訓令第1号)に定める第3号様式及び第5号様式に記載し、消防長に提出するものとする。

- 2 署長は、特殊災害事案が特異であると認めたときは、別に定めるところにより消防長へ即報しなければならない。

(検討会)

第11条 警防課長又は署長は、特殊災害事案において特異な事例については今後の活動に役立てるため、検討会を開催しなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項について消防長の承認を得て警

防課長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 7 号

平成 2 1 年 6 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定 (登録) 番号	第 4 2 0 号
指定工事店名	砂川設備工業 株式会社
営業所所在地	那覇市東町 2 5 番 1 2 号 座波マンション 1 0 1
代表者名	砂川 幸山
有効期間	自 平成 2 1 年 6 月 8 日
	至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 8 号

平成 2 1 年 6 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第179号
指定工事店名 有限会社 川重建設工業
営業所所在地 那覇市首里大名町2丁目24番5号
代表者名 嘉手川 洋子
取消し日 平成21年6月18日
取消し理由 廃業

那覇市上下水道局告示第9号

平成21年6月18日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代表者
68	有限会社川重建設工業	那覇市首里大名町 2 - 24 - 5	嘉手川 洋子

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第 8 号

平成 21 年 6 月 1 9 日

施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成 3 年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第 2 別記]	[別表第 2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成 2 1 年 6 月 1 9 日から施行する。

[改正前 別記]

別表第 2(第 4 条関係)

共通専決事項

事項	区分	専決者
[略]		
工事に関する事項	[略]	
予算経理に関する事項	[略]	
	食糧費に関すること。	[略]
	支出負担行為及び支出命令に関すること。	[略]
	委託契約に関すること。	[略]
	[略]	
情報公開等に関する事項	[略]	

[改正後 別記]

別表第 2(第 4 条関係)

共通専決事項

事項	区分	専決者
[略]		
工事に関する事項	[略]	
予算経理に関する事項	[略]	
	食糧費に関すること。	[略]
	支出命令に関すること。	[略]
	委託契約に関すること。	[略]
	[略]	
情報公開等に関する事項	[略]	